

一二世紀イングランドにおける教会裁判手続と起訴陪審制の成立

苑 田 亜 矢

はじめに

第一節 一一六六年のクラレンドン法、一一七六年の年のノーサンプトン法、

そして一一六四年のクラレンドン法第六条

第二節 教会刑事裁判手続の定説的理解

第三節 カノン法的糾問手続の整備過程と導入の背景

第四節 一二世紀イングランドにおけるカノン法的糾問手続——職権に基づく訴追に注目して——

おわりに

はじめに

今日もアメリカ合衆国において機能し続ける大陪審の直接の起源は、イングランド国王ヘンリ二世（在位一一五四—八九九年）が定めた一一六六年のクラレンドン法（Assize of Clarendon）によって成立した起訴陪審にあると言われている。刑事事件について正式起訴の決定にあたる起訴陪審は、刑事事件について有罪無罪の評決を下す審理陪審（今日の英米における小陪審の起源）より前に、イングランドの国王裁判所に成立したものである。起訴陪審の成立は、犯罪について訴訟を開始する責任を、それ以前のように、私的個人に負わせるのではなく、陪審という、言わば公的な機関に委ねる制度の成立を意味し、イングランド刑事法史やコモン・ロー成立史の研究分野において、注目をあびてきた。ここでは、起訴陪審の起源や成立要因についても、様々な観点から研究されてきたと言える。

起訴陪審の起源や成立要因に関する研究は、当初、その起源を一二世紀から遡って探求する観点からものだったと言える。その観点からの研究では、フランク時代のヨーロッパ大陸やアングロ・サクソン時代のブリテン島の裁判制度が注目された。^①しかしその後、カーネヘムが、起訴陪審が成立した時代に目を向け、何故一二世紀のイングランドで起訴陪審が成立したのかの説明を試みた。^②

カーネヘムは、起訴陪審の成立には、当時の教会裁判手続の改革の影響があったことを明らかにした。彼が注目しているのは、一一六六年より二年前にヘンリ二世によって定められた一一六四年のクラレンドン法

(Constitutions of Clarendon) の第六条⁽³⁾である。彼によれば、同法同条の内容は、起訴人がいない場合でも、起訴人を必要とせずに司教等の聖職者が裁判の手続を開始することができることを特徴とするカノン法的糾問手続 (canonical inquisitorial procedure) によつて、⁽⁴⁾ 俗人が司教の面前に訴えられることがあつてはならないとするものである。但し、教会法違反を犯した俗人を起訴する者がいない場合には、シェリフが司教の求めに応じて、近隣の一二人の適法な人々に、宣誓の上、起訴させることを定めている。ここに登場している、起訴を担う一二人の適法な人々は、一一六六年のクラレンドン法で述べられている起訴陪審まで僅か一歩手前まで来ているのであり、⁽⁵⁾ したがつて、起訴陪審制の成立には、カノン法的糾問手続の導入という教会裁判手続の改革の影響があつたと彼は見ている。

成立期コモン・ローの研究者として著名なカーネヘムの見解の中で、気にかかる点がある。それは、一一六四年には既に、イングランドの教会裁判所でカノン法的糾問手続が用いられていたと、彼が見ているという点である。カノン法的糾問手続の起源はローマ時代にまで遡ることができるとはいえ、従来の研究において、カノン法的糾問手続が一般化したとされている時期は、教皇インノケンティウス三世 (在位一一九八—一二一六年) によつて開催された一二一五年の第四回ラテラノ公会議の第八決議の後である。⁽⁶⁾ カノン法的糾問手続は、一一六四年までのイングランドの教会裁判所において、どの程度利用されていたのだろうか。また、一一六四年までのイングランドにおいてカノン法的糾問手続が用いられていた場合、その手続によつて俗人はどのような事項について訴えられていたのだろうか。

本稿では、以上の問題に取り組みたいと考える。しかし、そもそも、一二世紀のイングランドの教会裁判所では、どのような手続が用いられていたのだろうか。従来の研究を見るなら、教会裁判手続の説明の大部分は、一三世紀

以降に活動した教会法学者達の著作や一三世紀以降の裁判記録に基づいたものであるため、一二世紀の教会裁判手続については、教会法学者の著作を用いた法理論上の観点からの研究のみならず、実務上の観点からの研究も十分ではないという状況にある。

以上の点を踏まえ、本稿では、起訴陪審制成立に関わる一一六六年のクラレンドン法と一一七六年のノーサンプトン法の関係条文、そして起訴陪審制成立の要因をカノン法的糾問手続との関係から解明する際の前提となる一一六四年のクラレンドン法第六条の規定を確認した後（第一節）、従来の研究に基づいて一三世紀以降の教会刑事裁判手続を簡潔に整理して確認した上で（第二節）、一二世紀のイングランドにおける教会裁判手続を、特にカノン法的糾問手続に注意を払いながら、実務上の観点から検討したい（第三節および第四節）。但し、本稿における問題関心に照らし、カノン法的糾問手続を含む教会裁判手続の検討については、訴訟の開始の方法に焦点を絞って行なうこととする⁽⁷⁾。以上の検討により、本稿では、起訴陪審制の成立に、カノン法的糾問手続の導入という教会裁判手続の改革の影響があったというカーネヘムによる指摘を検証するために、特に一一六四年より前の時期のイングランドにおけるカノン法的糾問手続の利用状況を明らかにすることを通して、起訴陪審制成立に対する教会裁判手続の影響を解明することを目的とする。

第一節 一一六六年のクラレンドン法、一一七六年の年のノーサンプトン法、そして一一六四年のクラレンドン法第六条

一 一一六六年のクラレンドン法と一一七六年のノーサンプトン法

起訴陪審制の成立については、我が国でも研究があるので、以下では、一一六六年のクラレンドン法と一一六六年のノーサンプトン法の関係条文を、ごく簡潔に紹介しておきたい。

まず、一一六六年のクラレンドン法では、第一条が次のように定めている。

最初に、前述の国王ヘンリ〔二世〕は、彼の全てのバロン達の助言に従って、平和が維持され、正義が保持されるべく、次のことを定めた。すなわち、ハンドレッドからの一二人のより適法な人々と、如何なる村であれ村の四人のより適法な人々により、彼らが真実を語る旨を宣誓した上で、そのハンドレッドにおいて或いはその村において、主君たる王が王となって以来、強盗犯、殺人犯、窃盗犯であると告発されるか、公に知られている (*sit retatus vel publicatus*) 者がいるかどうか、或いは強盗犯、殺人犯、窃盗犯を隠匿した者がいるかどうか、州毎にそしてハンドレッド毎に、審問されるべし (*inquiratur*)。そして、裁判官がその面前で、そしてシェリフがその面前で、このことを審問すべし (*inquirant*)⁽⁸⁾。

第一条では、起訴が、告発ないし公の風評に基づいて行なわれるべきだと定められており、起訴の対象として、強盗犯、殺人犯、窃盗犯、そしてそれらの犯人隠匿者が挙げられている。起訴の手續に關わるハンドレッドの二人と村の四人との關係については、メイトランドが、次のように説明している。⁽¹⁰⁾すなわち、四人の村の適法な人々が二人のハンドレッドの適法な人々に起訴し、二人のハンドレッドの適法な人々が国王裁判官ないしシェリフに起訴すると。二人のハンドレッドの適法な人々が、起訴陪審ということになる。また、第二条には、告発されるか公に知られている者が、発見され、捕らえられたなら、冷水審判に赴かねばならないこと、第一条には、冷水審判によって無罪の証明に成功した者も、多くの適法な人々によって公に不名誉に悪評をたてられている場合には、退国すると宣誓せねばならないことが、述べられている。⁽¹¹⁾

次に、一一七六年のノーサンプトン法を見たい。その第一条を一一六六年のクラレンドン法と比べるなら、起訴すべき犯罪には通貨偽造と放火とが加えられ、制裁は厳しさを増していることが分かる。

もし誰かが、主君たる国王の裁判官の面前に、ハンドレッドからの二人の騎士の宣誓により、そしてもし騎士が出廷しなかったなら、二人の適法な自由人の宣誓により、そしてハンドレッドに属する各村からの四人の人々の宣誓により、殺人、窃盗、強盗、或いはそのようなことを行なった者の隠匿、偽造、不正な放火について訴えられたなら、その者は冷水審判に赴くべし。そして、もし〔冷水審判による無罪の証明に〕失敗したなら、一方の足を失うべし。そして、ノーサンプトンでは、正義の厳格さのために、次のことが付け加えられた。すなわち、足とともに右の握り拳を失い、退国宣誓をし、四〇日以内に王国から追放されるべしということが。そしてもし、その者が水に対して清らかであったなら、その者が、殺人

かそれ以外の恥ずべきフェローニーについて、州と適法な騎士の出身地の共同体によって、訴えられたのではない限り、保証人を見つけたし、王国に留まることができる。その者がそれについて、もし前述の方法で訴えられたのであれば、たとえ水に対して汚れがなかったとしても、やはり、四〇日以内に王国を去らねばならず、自らの領主達の権利を除いては、自らとともに動産を運び去ってはならない。そして主君たる国王の憐憫のもとで退国宣誓すべし。¹²⁾ ……

二 一一六四年のクラレンドン法第六条

これらの二つの法に先立つ一一六四年のクラレンドン法第六条は、どのように定めているのか。

俗人は、信頼できる適法な起訴人と証人 (*accusatores et testes*) とによるのではない限り、司教の面前に起訴されてはならない (*debet accusari*)。但し、大助祭が自らの権利を損なったり、そのために大助祭が持つべきものを何であれ損なったりしないという条件で。そしてもし、非難されている者を、誰も起訴しようとしないうか、或いは敢えて起訴しないなら、シェリフが、司教による要請を受けて、近隣からの或いは村からの適法な一二人に、彼らがその良心に従って真実を明らかにするであろうことを、司教の面前で宣誓させるべし。¹³⁾

第六条の第一文では、俗人を被告とする教会裁判の手続においては、起訴人と証人による起訴を必要とすることが明示されている。この一文は、起訴人や証人による起訴によらずに、俗人が司教の面前に訴えられる実務上の

現実があつたことを想定させるが、前述の通り、カーネヘムは、その実務で用いられていた手続が、カノン法的糾問手続だつたと考えている。何故なら、カノン法的糾問手続は、起訴人がいない場合でも、起訴人を必要とせず司教等の聖職者が裁判の手続を開始することができる手続だからである。また、その但し書きにおいては、俗人を被告とする訴訟において起訴人や証人による起訴を要求することが、大助祭の権利等を損なわないことを条件としている。¹⁴⁾但し、大助祭の如何なる権利等が制限を受ける可能性があるのかは、明らかではない。¹⁵⁾また、第六条が何故聖職者の中でも大助祭にだけ言及しているのかも明らかではないが、カーネヘムはおそらくこの言及に注目して、大助祭とカノン法的糾問手続との関係性の考察に向かつていると思われる。この点については後述することにし、起訴陪審制成立との関係では、但し書きに続く第二文を確認しておく必要がある。第二文では、教会法違反を犯した俗人について起訴人がいない場合には、シェリフが司教の求めに応じて、近隣の一二人の適法な人々に、宣誓の上、起訴させるべく定めている。前述の通り、ここに登場している、起訴を担う一二人の適法な人々は、一六六六年のクラレンドン法で述べられている起訴陪審まで僅か一歩手前まで来ている。

第二節 教会刑事裁判手続の定説的理解

一 教会裁判手続についての研究状況

教会裁判所における訴訟手続についての、従来の研究に見られる一般的な説明は、タンクレッドの『訴訟法論』

(一二二四—一六六年の作) やウィリアム・ドゥランティスの『訴訟の鏡』(一二七一年頃の作。一二八七年頃改訂) 等の一三世紀以降に活動した教会法学者達が著した教会裁判所の「訴訟手続書 (ordo iudiciorum)」等に基づいて、行なわれている場合が多い。ヨーロッパの中でもイングランドを対象とする教会法の研究者として知られているブランデッジやヘルムホルツが、教会法の概説書において行なっている教会裁判手続の説明も、同様である。¹⁶⁾ 「訴訟手続書」は、一二世紀以降に、ヨーロッパ各地で書かれるようになっていたと考えられているが、教会裁判所の訴訟手続が整備されるのが一三世紀以降であることと相まって、現在の教会法研究者たちの説明は、一三世紀以降の作品に基づくことが多いものと考えられる。また、現在の教会法研究者たちが、「訴訟手続書」の説明に加えて、裁判実務の事例を取り上げる場合があるが、その場合も、一三世紀以降の事例を取り上げることが多い。それは、一三世紀以降に、イングランドの教会裁判所の訴訟記録が残り始めることと無関係ではないと思われる。

さて、イングランドでも、一二世紀中に、「訴訟手続書」が書かれなかったわけではない。イングランドで書かれた「訴訟手続書」の中では、『Ulpianus de edendo』(なごご)『Incerti Auctoris Ordo Iudiciorum』と称される) が最も早い時期に作成されたものとして知られている。¹⁸⁾ これは、ランダウの解説によると、一一五三年から一一五七年の間におそらくダムで書かれた可能性があるもので、もしそうなら一一六六年以前の教会裁判手続を考察するには、最も適している作品だと言えよう。しかしながら、この作品の中で述べられている訴訟は「民事的訴訟 (ciriles negotii)」であり、訴訟の開始の方法は、「証人による告発」か「訴状」かによる。すなわち、「訴訟は、しかし、提出された証人による告発によってか、文書、すなわち訴状によって、提起される」と。²⁰⁾ このように、『Ulpianus de edendo』からは、カノン法的糾問手続の存在を確認することはできない。しかし、実務上はどうだったのだろうか。以下で行なう検討においては、教会会議決議、国王「立法」、チャーター、書翰、年代記、

そして伝記等を用いて、実務上の観点から、教会裁判所における手続を明らかにしたい。しかし、その考察の前提として、一三世紀の教会刑事裁判手続を、特に訴訟の開始方法の違いに着目して、従来の研究における説明に基づいて、確認しておきたい。

二 一三世紀の教会刑事裁判手続

前述の第四回ラテラノ公会議第八決議に書かれている刑事訴訟手続は、次の三つである。⁽²¹⁾ そのうちの一つは、同第八決議によって一般化したと言われているカノン法的糾問手続であるが、他の二つはそれよりも前から教会裁判所で用いられていたとされている。

一つは、告訴手続 (accusatory procedure) である。これは、告訴人が告訴することによって訴訟を開始し、告訴人が原告となって訴訟を進行する義務を負う手続である。訴訟を開始し、進行するのが私人である点において、この手続は民事訴訟におけるような対審の構造をとる。この手続では、訴訟を開始するかどうかは告訴人の判断にかかっており、告訴人は訴訟を提起することには躊躇する傾向にあった。何故なら、この手続においては、告訴人の負うべきリスクが、非常に高かったからである。まず、告訴人は、訴訟費用の負担を引き受けねばならなかった。次に、(被告告訴人が訴えを否認した時には) 告訴人が証明を成功させるために、二人以上の証人を提出する必要があった。さらに、告訴人が証明に失敗した場合は、告訴人が損害賠償の責めを負ったり、誣告の罪で訴えられたり、同害刑に処せられたりした。

もう一つの手続は、告発手続 (procedure by denunciation) である。この手続は、『マタイによる福音書』一八、一五―一七「兄弟があなたに対して罪を犯したなら、行って二人だけのところで忠告しなさい……それでも聞

き入れなければ、教会に申し出なさい……」を根拠とした福音書の告発を土台にしている。福音書の告発では、罪を犯した者に告発人が忠告を行なっても、その者が忠告を聞き入れない場合に、告発人が教会へ申し出るが、その後訴訟手続が続くわけではなく、兄弟の改悔を目的としている点が福音書の告発の特徴である。これを土台にする告発手続においても、したがって、告発人は、事件を裁判所に提出する前に、被嫌疑者に対して忠告しなければならなかった。その忠告を被嫌疑者が聞き入れなかった時、告発人は裁判所に告発した。この手続においては、告発人は、誣告の罪で訴えられることも、同害刑に処せられることもなかった。告発手続には、告発人が私人である場合と、告発する責めを負わされた者である場合があるとされており、前者が私的告発、後者が公的告発と対比されることもある。後者には、告発が、教会会議 (synod) において「教会会議証人 (synodal witness)」によって行なわれる場合や、教区内を巡回する司教等に対して現地の聖職者等によって行なわれる場合があった⁽²³⁾。

第三の手続である糾問手続では、「公の風評 (fama publica)」や「悪評 (infama / diffamatio)」によりながら、裁判官である聖職者が、職権に基づいて (ex officio) 訴追する。糾問手続は、告発人を必要としない手続だが、「公の風評」や「悪評」が裁判官の耳に届くきっかけは、告発であることがあった⁽²⁴⁾。また、「公の風評」や「悪評」は、「一般糾問」を通じて裁判官の知るところとなることもあった。なお、「糾問 (inquisitio)」という語は、一般には、「証人に対する尋問」のことを言い、裁判官が風評を聴き取る目的で行なう「一般糾問」と區別して用いられねばならない場合には、「特別糾問」と呼ばれる。糾問手続では、裁判官が、訴追のみならず、捜査、審理、判決の全手続を統括する点に、特徴がある。

それでは、一二世紀のイングランドの教会裁判所においてはどのような手続が用いられていたのだろうか。この問題を、カノン法的糾問手続がいつ頃から何故に用いられ始めるのかという点に特に注意を払いながら、訴訟の開

始の方法に焦点を絞って、教会会議決議、国王「立法」、チャーター、書翰、年代記、そして伝記等を用いて、実務上の観点から、明らかにしたい。

第三節 カノン法的糾問手続の整備過程と導入の背景

一 カノン法的糾問手続の整備過程

カノン法的糾問手続が、一二一五年の第四回ラテラノ公会議第八決議の中に明示されるまでの経緯を、ブランデッジは、次のように説明している。「聖職者の妻帯、姦淫、そしてシモニアに対する継続的教皇政策の一環として、インノケンティウス「三世」は、一九九九年の教令〔X 5. 3. 31〕において、伝統的な手続に加えて、『糾問に基づく (per inquisitionem)』訴訟という新しい形式を用いることを裁判官に認めた。この新たな訴訟の形式は、インノケンティウス三世自身の創造物であったように思われる。教皇は、その新しい手続について一二〇六年の教令〔X 5. 1. 17〕においてより十分に述べており、一二一五年の第四回ラテラノ公会議〔の第八決議 X 5. 1. 24〕によって刑事手続の通常類型として確立した⁽²⁵⁾と。やや長くなるが、それぞれの教令の内容を確認しておきたい。一九九九年の教令 (X 5. 3. 31) が、第四回ラテラノ公会議第八決議 (X 5. 1. 24) とほぼ一致している部分は、次の通りである。

《一》……彼ら〔罪を犯した下位の者達〕に対しては、公然たる犯罪 (notorius excessus) については別にして、次の三つの方法で、訴訟が進められ得ます。すなわち、彼らに対する告訴 (accusatio)、告発 (denunciatio)、そして糾問 (inquisitio) です。しかし、告訴の前には適法な登録が行なわれねばならない如く、告発の前には慈悲深い忠告が、糾問の前には悪評の告知が行なわれねばならないよう、全ての場合に、入念な配慮が与えられねばなりません。主は、『わたしは降って行き、彼らの行跡が、果たして、わたしに届いた叫びのとおりかどうか見て確かめよう』〔創世記一八、二一〕と語りました。……《二》〔誰であれ聖職者について何かが〕上位の者の耳に達したなら……教会の長老達の面前で、真実が注意深く調べられねばなりません。その結果、もし、事の性質が求めるなら、罪を犯す者達にカノン法上の厳罰が科されるべきです。そして、その者〔上位の者〕は、あたかも告訴人でありかつ裁判官であるのではなく、あたかも風評が告知することによって、或いは叫びが告発することによって、その職務の義務を遂行すべきです。《三》そして、その際に、訴訟の方式に従って判決の形式も調えられるよう、常に指導されねばなりません。⁴⁶⁾……《一》〜《三》は、筆者による挿入。以下同じ。

また、一二〇六年の教令 (X 5. 1. 17) が、第四回ラテラノ公会議第八決議 (X 5. 1. 24) とほぼ一致している部分は、次の通りである。次の部分の《五》には、一一九九年の教令の《二》も含まれている。

《四》如何に、また如何なる方法で、〔教会の〕上位の者達が、下位の者達の犯罪を糾問し、罰すべく訴訟を進めるかは、新約聖書および旧約聖書の諸権威から明らかに得られます。それらから、このことにつ

いては、後に、カノン法の規定が生まれました。何故なら、福音書の中で、あたかも主人の財産を無駄遣いしているかの如くその主人のもとで噂されている管理人が、主人から『お前について聞いていることがあるが、どうなのか。会計の報告を出しなさい。もう管理を任せておくわけにはいかない』（ルカによる福音書一六、一一二）と言われたことが読み取られるからです。また、創世記の中で、主が『わたしは降つて行き、彼らの行跡が、果たして、わたしに届いた叫びのとおりかどうか見て確かめよう』（創世記一八、二一）と語ったことが読み取られるからです。これらの諸権威から明らかに証明されるのは、以下のことです。下位の者だけでなく、上位の者が罪を犯した場合でも、叫び声や風評を通じて彼の犯罪が、実際、悪意を抱いたり悪口を言ったりする人々によってではなく、注意深く正直な人々によって、一度だけではなく何度も——叫び声が合図を送り、悪評が明白にすることにより——《五》より上位の者の耳に達したなら、教会の長老達の面前で、真実がより注意深く調べられねばなりません。その結果、もし、事の性質が求めるなら、罪を犯す者達にカノン法上の厳罰が科されるべきです。そして、その者〔上位の者〕は、原告(27)でありかつ裁判官であるのではなく、あたかも風評が告知することによって、或いは叫びが告発することによって、その職務の義務を遂行すべきです。《六》しかし、このことは、下位の者達にとって注意深く遵守されるべきことであるだけでなく、あたかも矢に対するものようにされた上位の者達にとってもより注意深く遵守されねばなりません。そして、上位の者達は、職務柄、反論することだけでなく、非難すること、さらにはそれどころか一時的に職務を停止すること、他方では時には拘束することを義務として負っているのです。全ての人々から気に入られることはできないが故に、頻繁に多くの人々の憎しみを買い、陰謀に耐えています。そして、それ故、聖なる教父達は、柱が揺り動かされることによって建物が倒壊し

ないように、上位の者達の告訴 (accusatio) は容易に認められてはならないと慎重に定めました。虚偽の告訴 (criminatio) だけでなく悪意の告訴に対してもそれ「配慮」を通じて扉が閉じられるところの慎重な配慮が与えられている場合は別にして。実際、彼らは、上位の者達に対しては、彼らが不当に告訴されないように注意することを、しかし他方で、彼らが傲慢に罪を犯すことのないように用心することを欲しました。そして、「彼らは」二つの病に相応しい治療方法を手に入れました。すなわち、頭格減少 (diminutio capitis)、すなわち身分の剥奪にまで及ぶ犯罪の告訴 (accusatio) は、予め適法な登録²⁹⁾がなされなければ、決して認められてはならないと。しかし誰であれ、その犯罪について悪評があり、今や、それを長い間隠し通せば躓きの石となり、持ちこたえることができなければ危険に陥る程にまで叫び声が上がっている場合には、僅かの躊躇もせず、憎しみの炎からではなく、愛情から、その犯罪を糾問し、処罰すべく、訴訟が進められるべきです。もし、それが重大な犯罪だったなら、たとえ身分 (ordo) を剥奪されなくても、職務から完全に遠ざけられるという限りににおいて。福音の真実に従って、相応しい会計の報告を提出することができない管理人は、その管理人の職務から遠ざけられるとされているように。……

《七》僅かな利益のために重大な損失が引き起こされることがないように……³⁰⁾

最後に、一二一五年の第四回ラテラノ公会議第八決議 (XII. 1. 24) の内容を確認しておきたい。この決議の前半部分は、一二〇六年の教令の《四》《五》《六》とほぼ同じ内容である。その内容に続けて、次のように書かれている。

それ故、糾問 (inquisitio) されるべき人物は、法廷侮辱のために欠席した場合を除き、裁判に出席していなければなりません。そして、その者に対しては、糾問されるべき項目が示されるべきです。それは、彼が自らを弁護するための備えをするためです。そして、何が、誰によって供述されたのが明白であるように、証人の供述だけでなく、証人の名前自体も彼に明らかにされるべきです。また、認められるべき適法な抗弁および再抗弁も明らかにされないことがあってはなりません。それは、名前を隠すことによつて、悪評を立てている者の虚偽の行為が、そして抗弁を排除することによつて、位階を剥奪する者の虚偽の行為が、生じないようにするためです。上位の者は、もし下位の者の犯罪を矯正せずに放置すればするだけ非難すべき状況になるのですから、それだけ注意深く彼らの犯罪を矯正すべく立ち上がらねばなりません。⁽³¹⁾

その後には、一一九九年の教令の《一》、一二〇六年の教令の《七》、一一九九年の教令《三》が組み合わせられて

彼らに対しては、公然たる犯罪については別にして、次の三つの方法で、訴訟が進められ得ます。すなわち、彼らに対する告訴、告発、そして糾問です。しかし、たまたま僅かな利益のために重大な損失が引き起こされることがないように、告訴の前には適法な登録が行なわれねばならない如く、告発の前には慈悲深い忠告が、糾問の前には悪評の告知が行なわれねばならないよう、全ての場合に、入念な配慮が与えられねばなりません。そして、その際に、訴訟の方式に従って判決の形式も調べられるよう、常に指導され

ねばなりません。しかし、この規定は、修道会則に従う者に関して全く遵守されるべきでない、私は信じます。というのは、彼らは、必要な場合には、より容易に、より自由に、その職務から遠ざけられるからです。⁽³²⁾

以上からは、一二一五年の第四回ラテラノ公会議第八決議という一つの法が、如何にして作り上げられていったかの過程を見ることができようにも思われる。この点は非常に興味深い、ここではその点には立ち入らず、以下の二点だけを確認しておきたい。それは、第一に、三つの全ての教令において、糾問手続における裁判官の特徴が、「その者〔上位の者〕は、(あたかも) 告訴人(原告)でありかつ裁判官であるのではなく、あたかも風評が告発(告知)することによって、或いは叫びが告知(告発)することによって、その職務の義務を遂行すべきです」と述べられていること、第二に、一二〇六年の教令と第四回ラテラノ公会議第八決議においては、「しかし誰であれば危険に陥る程にまで叫び声が上がっている場合には、僅かの躊躇もせず、憎しみの炎からではなく、愛情から、その犯罪を糾問し、処罰すべく、訴訟が進められるべきです」と、糾問手続が、悪評によって開始する手続として説明されていることである。

さて、このようにして整備されていく糾問手続という「この新しい訴訟の方式は、インノケンティウス三世自身の創造物であったように思われる」とブランデッジが言うように、糾問手続がインノケンティウス三世による「創造物」であったのなら、糾問手続は、一二世紀には一般的には用いられていなかったことになるだろう。この点を検討するため、糾問手続が用いられるようになった背景には聖職者妻帯の規制や取り締まりがあったとするブラン

デッジの考えを一つの手がかりとして、イングランドにおける妻帯聖職者の規制や取り締まりの状況を追跡しながら、教会裁判所における糾問手続の利用状況を考察したい。ここで、シモニアや姦淫の問題ではなく、妻帯の問題に限定して考察する理由は、第一に、後に再検討するカーネヘムの研究が用いている史料が、特にこの問題に関係しているからである。第二に、妻帯の問題が——史料上明確に——カノン法的糾問手続と、クラレンドン法第六条に述べられている大助祭とを結びつける問題だと思われるからである。

二 カノン法的糾問手続の導入の背景——聖職者妻帯の規制や取り締まりと大助祭——

聖職者の妻帯は、周知のように、一般にグレゴリウス改革と呼ばれる教会改革の中で、根絶されるべき問題として取り上げられ、聖職者には独身制が強制されていくことになる。³³⁾ 教皇ニコラウス二世（在位一〇五九—一〇六一）によって開催された一〇五九年のローマ教会会議の第三決議は、「内妻を持つたり、女性を引き入れたたりしている司祭」のミサに、誰も出席してはならないと定めるとともに、公然と内妻を有している「司祭、助祭、副助祭」が、ミサを挙げたり、福音書等を朗読したりすることを禁じている。³⁴⁾ 従来は認められていた聖職者の同居——従来禁じられていたのは叙階後の聖職者の婚姻と既婚聖職者の同居である——に対する教会の厳しい態度が表れているとみることができよう。続く教皇達の政策を簡単に追っておくなら、教皇グレゴリウス七世（在位一〇七三—一〇八五年）は、一〇七四年のローマ四旬節会議において、下級品級へ叙階された者を含む全ての聖職者に対して独身を要求したとされ、彼の書翰からは副助祭以上の聖職者に貞潔を求めていることが分かるという。³⁵⁾ 教皇カリクストゥス二世（在位一一一九—一二四年）は、一一一九年に開催したランス教会会議の第五決議で、司祭、助祭、副助祭が内妻ないし妻と同居することを禁じ、違反した者は聖職と聖職禄を失うと定めている。³⁶⁾ 同教皇が一一二三年に

開催した第一回ラテラノ公会議でも、第七決議が、「司祭、助祭、副助祭が、内妻ないし妻……と同居することを、私達は絶対に禁じる」⁽³⁷⁾と、さらに第二一決議が「司祭、助祭、副助祭、そして修道士が、内妻を持つたり、婚姻契約を結んだりすることを、私達は絶対に禁ずる。また、そのような人々によって結ばれた婚姻契約が解消され、「そのような」人々が改悛に至らされるよう、聖なるカノンの定めに従って、私たちは裁定する」⁽³⁸⁾と述べて、副助祭以上の聖職者に妻帯を禁じている。さらに、教皇インノケンティウス二世（在位一一三〇—一四三年）が開催した第二回ラテラノ公会議の第七決議は、「司教、司祭、助祭、副助祭、律修参事会員、修道士、そして請願助修士」に妻帯を禁じている。⁽³⁹⁾

教会改革の時期には、イングランドにおいても、カンタベリ大司教アンセルム（在位一〇九三—一一〇九年）が開催した一一〇二年と一一〇八年の教会会議が、聖職者妻帯の問題を取り上げている。一一〇二年の教会会議の第五決議では、シモニアと並んで、聖職者の妻帯が次のように厳しく禁じられている。

次のことが〔定められた〕。大助祭、司祭、助祭、参事会員は誰も、妻を迎えてはならず、迎えられている者を留め置いてはならない。さらに、参事会員でない副助祭は誰であれ、もし、貞潔の誓いの後で妻を迎えたなら、同様の決議に縛られるべし。⁽⁴⁰⁾

続いて、一一〇八年の教会会議の第一条でも、「司祭、助祭、副助祭」が女性を自宅に住まわせることが、禁じられている。⁽⁴¹⁾一一〇八年の教会会議で決定された八つの決議の全ては、聖職者の妻帯禁止ないし独身制に関与したもののだが、それらの決議の中で、本稿が説明しようとする課題との関係で興味深い決議は、妻帯禁止に違反した聖

職者から賄賂を受け取って違反を黙認することはないと誓うよう、大助祭や聖堂参事会長に命じている第六条である。⁽¹²⁾この決議からは、妻帯した聖職者の取り締まりに、大助祭や聖堂参事会長が取り組んでいることが分かるが、その取り締まりに関する情報をより具体的に知らせてくれるのは、一・二七年のウェストミンスター教会会議の第五決議である。この決議では、聖職者妻帯の根絶が、大助祭と役人達に担わされている。

第五決議 司祭、助祭、副助祭とそして全て参事会員に対して、非合法の女性との同居を、⁽¹³⁾我々は絶対に禁ずる。それゆえにもし、彼らが、あつてはならないことだが、同性や妻と結びついたなら、彼らは教会の位階や職と同様に、聖職禄も奪われるべし。しかし、教区の司祭が、もしそのような者であつたなら、我々はその者を共同体から追放し、悪評ある者であると宣告する。しかして、このことを任せられている大助祭と役人達に対して、神と我々の権威により、我々は、以下のことを命じる。すなわち、あらゆる熱意と配慮とにより、神の教会から、この破滅の原因を完全に根絶することに、彼らが備えることを。したがつてもし、彼らがこのことに注意を払っていないということが、或いは、あつてはならないことだが、共感したということが明らかにされたなら、一度目と二度目は、司教によって相応に正されるべし。しかし三度目にはカノン法に従つてより厳しく非難されるべし。⁽¹⁴⁾

これらの決議から、聖職者妻帯の規制ないし取り締まりの仕事が、大助祭や聖堂参事会長や教会役人に委ねられていることが分かる。そして、実際、彼らがそうした仕事を担っていたということを、大助祭について考察する中でスカメルが示した次の見解から、確認することができる。その見解とは、「聖職者の独身制の強制が大助祭にも

たらしめた仕事の極端な増大が、一二世紀の大助祭を、同時代の喩えにあるような恐るべき、遍在する、そして貪欲な人物として立ち現せることになった決定的な要因だろう」というものである。⁽⁴⁵⁾ 大助祭は、一二世紀のイングランドにおいて、どのような存在だったのだろうか。

一二世紀のイングランドにおける大助祭に関する研究によれば、大助祭はノルマン征服以前にも知られていなかったわけではないが、大助祭の制度が定着するのは征服以後のことである。一〇七〇年に開催されたウィンザー教会会議の第五決議では、「司教が、大助祭とその他の聖職者を、自らの教会に任ずるよう」命じられており、その後、一一一〇年頃までには、イングランドの各司教座に大助祭がいたことが確認されている。⁽⁴⁸⁾ 一二世紀半ばまでには、大助祭管区制が整えられ、大助祭職には大助祭管区が伴うようになるとともに、司教区は大助祭管区に区分されることとなった。⁽⁴⁹⁾ 一二世紀には、大助祭は、司教の助言者として、そして司教の「分身」としての役割を、司教区の統治に関して果たすようになり、⁽⁵⁰⁾ その結果、「大助祭は、一二世紀においては、教会において司教に次いで最も影響力を有した人物であった」と評されている。⁽⁵¹⁾

一二世紀半ばまでに大助祭は、裁判権を有する存在ともなっていた。例えば、一一六四年のクラレンドン法では、イングランドから教皇庁への上訴の許可制を定めた第八条に、「上訴に関して、もしもそれら〔上訴〕が起こったなら、それらは大助祭から司教へ、司教から大司教へ進められるべし。……」⁽⁵²⁾と、大助祭の裁判所が挙げられている。また、大助祭が裁判官として活動していることも、例えば、グロスタ修道院長ギルバート・フォリオットが一一三九年から四八年の間にウスター司教サイモンに宛てて書いた書翰において、確認することができる。⁽⁵³⁾ ギルバートは、その書翰の中で、ウスター司教が事件の審理をすることに時間を割けないなら、「あなたの大助祭の面前で全てのこと」が終結されるよう、あなたが命じてください」と依頼している。⁽⁵⁴⁾

それでは、大助祭が職権に基づいて訴追していることを確認することができる史料は、あるだろうか。以下では、大助祭だけでなく、聖堂参事会長等を含む聖職者にまで対象を広げ、聖職者による職権に基づく訴追について、検討したい。だが、その検討の前提として、大助祭達の職権に基づく訴追についてのカーネヘムによる研究を再検討しておきたい。

第四節 一二世紀イングランドにおけるカノン法的糾問手続

——職権に基づく訴追に注目して——

一 大助祭達の職権に基づく訴追についてのカーネヘムの研究の再検討

カーネヘムは、史料的証拠を挙げながら、一一六四年までの時期のイングランドの教会裁判所において、大助祭等の聖職者が、職権に基づいて訴追していると指摘している。しかし、彼が取り上げている史料的証拠を丁寧に確認するならば、それらの史料には、大助祭達による職権濫用等があったことを示す証拠とは見なせても、大助祭達が職権に基づいて訴追していることを示す証拠とは見なせないものが含まれているように思われる。彼が取り上げている史料的証拠にはノルマンディーのものも含まれているため、以下では、イングランドに関係するものを再検討してみたい。

彼は、イングランドにおいて、起訴陪審が登場する直前の時期に、国王裁判所でも、教会裁判所でも、職権的訴追が行なわれるようになっていたことを指摘している。その指摘に関して、教会裁判所で実際に用いられていた訴

訟手続の考察においては、告訴手続、告発手続、職権的訴追によって開始される糾問手続の順に、史料적証拠を彼は挙げている。

最初に簡単に触れられるのは、告訴手続である。彼が示すヨーク大司教毒殺事件は、被害者である大司教の礼拝堂付司祭であるシンフォリアンが、リッチモンド大助祭オズバートを、大司教を毒殺した廉で告訴している事例である。

次に、彼は、教会会議証人による〔告発〕手続が用いられていた証拠として、一一〇八年にロンドンで開催された教会会議の第三決議を取り上げている。前述した通り、この教会会議の全八決議は、いずれも、聖職者の妻帯禁止ないし独身制に関係しているが、その第三決議は、「しかしして、二人か三人の適法な証人ないし教区民の公の風評によって、彼らのうちの誰かが、このために違反していると訴えられたなら、その者は、もし司祭なら六人、助祭なら五人、副助祭なら四人の、自らに関連し、自らの位階に相応しい証人〔宣誓補助者〕をもって、雪冤すべし。しかし、その雪冤にその者が失敗したなら、その者は、聖なる定めに対する違反者であると、判決されるべし」と定めている。この第三決議を、「教会会議証人ないし公の風評に基づく訴え」に言及したものだとして、カーネヘムは述べ、二人か三人の適法な「証人は、公の風評を説明することを期待されている」者達であると理解している。⁽⁵⁶⁾

それに続けて、告訴手続や教会会議証人による〔告発〕手続の中に、「自らの権威や知識、嫌疑ないし告発 (denunciation) に基づいて行動する個々の教会役人達」が犯罪を訴追する「新たな手続」が入り込んでいくと、彼は述べる。⁽⁵⁷⁾ この「新たな手続」が、糾問手続を意味していることは明らかだろう。「糾問する義務 (inquisitorial duty)」を担った司教が、その義務を大助祭や聖堂参事会長に委ねたと、彼は述べる。その証拠として、つまり、彼の言葉を用いて言い換えるなら、「訴追が……確実に大助祭とその他の教会の高位の聖職者の義務とされた」証⁽⁵⁸⁾

拠として、次の史料が取り上げられている。それは、一一二七年のウェストミンスター教会会議の第五決議である。この第五決議は、しかし、先に見た通り、「このこと〔聖職者の妻帯禁止〕を任せられている大助祭と役人達に対して、神と我々の権威により、我々は、以下のことを命じる。すなわち、あらゆる熱意と配慮により、神の教会から、破滅の原因を完全に根絶させることに、彼らが備えることを」と、妻帯聖職者の規制ないし取り締まりが大助祭に委ねられることを述べているに過ぎず、彼らによる訴追について明示的に述べているわけではない。

糾問手続が用いられていたことを示す次なる証拠として、カーネヘムは、国王ステイヴンの二通のチャーターを取り上げているが、それらのチャーターは、ノルマンディーの高位聖職者やバロン達に宛てられたものであり、イングランドに宛てられたものではない。⁽⁶⁰⁾

その後、彼が焦点を当てているのは、「大助祭や聖堂参事会長が、司教に身近な裁判協力者として機能するようになり、教会の規律を強制するため、聖職者であれ、俗人であれ、罪を犯した者を訴追した」という点である。この点の証拠としてカーネヘムが取り上げる証拠は、しかし、大助祭や聖堂参事会長が「訴追」したことを示すものではないように思われる。糾問手続においては、裁判官の機能と起訴人の機能が一人の人間の中に融合するという構造に起因して、裁判官による訴追の権利の濫用が容易に生じ得たであろうことは誰にも容易に推測できることかもしれない。彼が取り上げている証拠は、まさに「権利の濫用」の証拠であると言える。しかし、「訴追の権利」の濫用の証拠ではないように思われる。

彼が最初に取り上げているのは、ソールズベリーのジョンがカンタベリ大司教シオバルトの名で、一一五三年から一一六一年の間にリンカン大助祭に宛てて書いたと思われる書翰である。その書翰中では、リンカン大助祭に対してジョンが次のように警告を発しているとされている。「あなたが違反者達から金を渴望しているという印象を与

えないように。そして裁判官の職務が……商売の一種だと見なされないために、誣告の卑しい儲けからあなたの手を引くように」⁽⁶²⁾、と。一見すると、リンカン大助祭が、あたかも違反者達から賄賂を要求したり、誣告していたりするかのように見える。しかし、カーネヘムは触れていないものの、本書翰を受け取る前に、リンカン大助祭は、妻帯していると疑わしき或る司祭についてどのように訴訟を進めるべきかについて大司教に相談しており、本書翰がその問い合わせに対する回答書であることに鑑みるなら、本書翰にある警告は、リンカン大助祭に向けられた批判ではなく、当時の大助祭一般に向けられていた標準的な批判を反映しているとみるべきだろう。しかし、たとえそうだとしても、この警告からは、批判されている大助祭が誣告を行なっているのか、つまり、大助祭自身が——偽りの——訴追をしているのか、誣告と知って誰かの訴えを受け付けて審理しているのかは、判然としない⁽⁶³⁾。

続いて、カーネヘムは、ジョンの書翰や著作から、他に三点の証拠を取り上げているが、それらの証拠は、大助祭が貧しい者達から掠奪していること⁽⁶⁴⁾、大助祭が不正を行ないがちで、誣告を好み、人々の罪を飲食に代えていること⁽⁶⁵⁾、大助祭がその手を贈り物で満たしていることを、ジョンが批判したものである。誣告に関しては、ここでもやはり、大助祭自身が訴追しているのかどうかは不明である。

その後で取り上げられているのも、「大助祭と聖堂参事会長の暴政」に不満を示す国王ヘンリ二世と、「大助祭の貪欲さ」に言及する教皇アレクサンデル三世である⁽⁶⁶⁾。

いずれについても、大助祭または聖堂参事会長等の聖職者が、職権に基づいて訴追していることが明示されている証拠とは見なし難いように思われる。

しかし、カーネヘムが取り上げている証拠のうち、ウィリアム・フツステイヴンが著した聖トマス伝の記述からは、⁽⁶⁷⁾聖堂参事会長が職権に基づいて訴追したことが推察できるようにも思われる。そこには、或るスカポロ市

民が「一一六三年に」ヨークに滞在中の国王に対して、次のように不満を訴えているとある。すなわち、「或る聖堂参事会長が、彼〔或るスカボロ市民〕から二二シリングを奪い、彼の妻を、幾度もの裁判で苦しめ、訴える者が誰もいないのに、姦通の犯人として訴えた。これは、国王が禁止令を発して禁じていたところの慣習だった」と。告発人による訴えなしに、聖堂参事会長が訴追しているように読める。⁷⁰⁾

また、引用文中にある国王が発した「禁止令」は、カーネヘムの解説によれば、現存しないものの、その内容は、一一五九年にノルマンディーのファレーズで発せられた「立法」から推測できるといふ。その「立法」は、トリニー(Torigny)のロバートが著した年代記の中で、次のように説明されている。

イングランド人の国王ヘンリは、クリスマスにファレーズにいた。そして、聖堂参事会長は誰も、賞賛に値する良き生活を送っているとの評判を持つ近隣の住人達の証言なしに、如何なる者も訴えてはならないという法を、彼は定めた。同様に、審理されるべき如何なる者の事件についても、各司教区の裁判官達が共に少なくとも毎月来た時、近隣住人の証言なしには何も裁いてはならないと、彼は定めた。⁷¹⁾

イングランドでもこれと同様の禁止令が、一一六三年のスカボロ市民の事件より前に出されていたのではないかと、カーネヘムは考えているわけである。そうだとすれば、ヘンリ二世は、告発人や証人によらない訴追を、イングランドにおいて、一一六四年のクラレンドン法よりも前の時期に禁じており、その禁止令の延長線上に一一六四年のクラレンドン法第六条があることになる。⁷²⁾

ところで、スカボロ市民の事件では、聖堂参事会長ではなく、別の者が訴えていた可能性もないわけではないこ

とに、触れておきたい。この事件を伝えるトマス伝には、国王の命令によって召喚された当該聖堂参事会長が、「〔スカボロ市民の不平を〕 伝えられて、その女性は、或る助祭ともう一人の俗人とによって訴えられていた、と答えた」とある。⁷³ 聖堂参事会長の主張によれば、その訴えについては、女性が訴えを否認したので、雪冤すべしとの判決が下されたという。また、寛大な扱いを得るため、彼女の夫は、大助祭と聖堂参事会長にそれぞれ二〇シリングと二シリングとを支払ったとも、聖堂参事会長は述べている。しかし、聖堂参事会長は、以上のことを、出席していた証人による証言に基づいて証明することはできなかったようである。聖堂参事会長の主張の方が事実を語っていると言うことはできないが、もし事実なら、女性を訴えた人物は一人の助祭と一人の俗人ということになり、聖堂参事会長による職権に基づく訴追はなかったという可能性もある。

以上のように、カーネヘムが取り上げた証拠は、大助祭の権力濫用、貪欲、不正についての証拠ではあっても、大助祭等の聖職者が職権に基づいて訴追していたということを明確に示す証拠ではないように思われる。⁷⁴ 権力濫用、貪欲、不正と、職権に基づく訴追の権利の濫用とは、区別されねばならないだろう。以上を踏まえ、以下では、大助祭に限らず、聖職者が職権に基づいて訴追していたことのより確実な証拠がないか、検討したい。

二 聖職者による職権に基づく訴追

まず、本節の一人で紹介した史料の中で、ソールズベリのジョンが大司教の名で一一五三年から一一六一年の間にリンカン大助祭に宛てて書いたと思われる書翰に再着目したい。本書翰の中で、カーネヘムが言及していない部分では、聖職者が親族と同居することの是非が論じられており、親族との同居を認める教会会議の決議等が紹介された後、それを否定するアウグスティヌスの見解が示されている。そして、その直後の「親族の名によって罪が覆い

隠され得ることだろう」という言葉に続けて、次のように書かれている。「したがって、このことから、ライナに對して——この人物は、父の使用人という形でかつて自らの姦淫の相手だった或る女性と暮らしていると、あなたが書いた人物です——あなたがどのように訴訟を進めるべきかを、あなたの分別は、その者達から判断して、私達よりも容易に導くことができるはずです。私達には、その者達やその者達の評判 (opinio) は知られていないのですから」と。⁷⁶ここからは、ライナと女性との「評判」を知る大助祭に、訴訟を開始するよう、大司教が促していることを、読み取ることができる。「評判」に基づく訴追は、当時の教会裁判所で利用可能な手続だったものと推察される。

次に、本節の一では紹介していない史料で、一一六三年にヘンリ二世が「如何なる者も、国王役人の同意なく、彼ら〔大助祭〕によって訴えられること」がないことを望んだとする証拠としてカーネムが取り上げた史料を見てみたい。⁷⁷その史料とは、ベケット論争においてトマス側に立つ人物が書いたと考えられている作品「国王とトマスの間の事件についての論考 (Summa Causae inter Regem et Thomam)」の中に現れる一節である。その一節には、「何らかの犯罪について如何に悪評のある者 (infamis) も、国王役人による認知を得ずに、大助祭が召喚しないよう自ら〔国王〕は欲していると彼〔国王〕は述べた」とある。⁷⁸史料に即して解釈するなら、禁じられているのは、国王役人が知らぬところで、大助祭が「訴える」ことではなく、大助祭が「召喚する」ことであり、この史料が、大助祭が職権に基づいて訴追することがないように国王が欲している証拠と言えるのかどうかは、幾分曖昧なようにも思われる。しかしながら、「悪評のある者」に言及されている点には——この点にカーネムは触れていない——注目されてよいと思われる。誰かが告発しているわけではなく、悪評があるというだけで、その者を大助祭が召喚することを、国王が欲しないと述べている背後には、大助祭が「悪評」によりつつ職権に基づいて

訴追していた事実があったと見なすことができるように思われるからである。⁽⁷⁹⁾

最後に取り上げておきたいのが、一二三九年から四八年の間に、グロスタ修道院長だったギルバート・フォリオットがウスター司教に宛てた書翰である。

本書翰によれば、聖職者のウィマンドは、聖職者の独身制に反して女性と不適切な関係にあるとして、ウスター司教の面前に訴えられているようである。しかし、ギルバートは、ウィマンドと女性との関係が、非難されるべきものではないことをウスター司教に説明した上で、ウィマンドが、告訴人によって告訴されたわけでも、悪評によって起訴されたわけでもないことを確認している。書翰の最後で、ウィマンドを「誰にも告訴されておらず、如何なる悪評 (infama) によっても起訴されていない者」⁽⁸¹⁾と表現しているからである。ここからは、「悪評」による「起訴」が当時の教会裁判所で利用可能な手続だったことが窺える。

また、この書翰では、ウィマンドに対する判決を緩和するようギルバートがウスター司教に懇願した直後に、「何故なら、世俗的事件においてさえ、たまたま告訴人が訴えない時に、誰かの公の悪評 (Publica infamatio) が自ら「裁判官」をそのことに駆り立てる場合を除き、裁判官である者は告訴人として振る舞ってはならないと、いつもいかに命じられているかを、あなたはご存じだからです」⁽⁸²⁾と書かれている。ギルバートは、「公の悪評」に基づく場合は、裁判官は告訴人として振る舞い得るが、そうでない場合は、裁判官は告訴人として振る舞い得ないということを前提として、この事件の裁判官は、「公の悪評」に基づかないのに、告訴人として振る舞っていると非難している。言い換えるなら、裁判官は悪評に基づかずに訴追していると、ギルバートは非難していると言えよう。

書翰では、さらに続けて、「また、もしそのことがいつか裁判官である者に生じたなら、このこと自体において

は、彼〔裁判官〕は、今や告訴人となるのではなく、公の風評 (fama publica) の訴追者となるということは、声の風評 (fama vocis) に従っている者に判断を委ねることによって、裁判官の職務を彼から奪うことにはなりません⁽⁸³⁾と述べてあり、裁判官が「公の風評の訴追者」を兼ねる点に触れてある。

以上から判明するのは、一一六四年までのイングランドの教会裁判所において、第一に、「悪評」によりながら職権に基づいて訴追する手続が利用可能な状況にあったということ、第二に、「悪評」よりながら訴追した場合に、裁判官は「公の風評の訴追者」を兼ねるといふ裁判官の性質的特徴が知られていたということである。

さて、以上の事例には、俗人が被告となっている訴訟がない。俗人は、どのような場合に職権に基づいて訴追されたのだろうか。一四世紀の史料に基づく研究だが、大助祭が職権に基づいて訴追した訴訟には、婚姻、偽証、誓約違反、姦通、遺言、聖職者に対する暴力、高利貸し、悪霊崇拜、魔女、名誉毀損に関するものがあつたことを、セイヤーズは指摘している⁽⁸⁴⁾。また、教会裁判所に職権に基づいて訴追された訴訟の記録を含む一四世紀以降のアクト・ブック (Act book) を検討したヘルムホルツは、その訴訟の中に、我々が世俗的犯罪だと考えるような罪、例えば、窃盗、殺人、暴力、偽造、強姦、夜盗も含まれていたと述べている⁽⁸⁵⁾。一一六四年より前の時期に、俗人がどのような場合に職権に基づいて訴追されたのかを示す証拠を、管見の限り、今までのところ、得られていないが、現時点においては、同様の罪について、聖職者が俗人を職権に基づいて訴追していたのではないかと、推察してきたい。

おわりに

以上、起訴陪審制の成立に、カノン法的糾問手続の導入という教会裁判手続の改革の影響があったというカーネヘムの指摘を検証するために、特に一一六四年より前の時期のイングランドにおけるカノン法的糾問手続の利用状況を明らかにすることを試みた。その結果、次のことが明らかになったように思われる。

カノン法的糾問手続は、一二一五年の第四回ラテラノ公会議に至るまでに徐々に整えられていったと考えられるが、この新たな手続の導入の背景には、妻帯、姦淫、そしてシモニアといった罪を犯している聖職者を取り締まろうとする教会による試みがあったと言われている。本稿において検討したイングランドにおける聖職者妻帯の問題への教会の取り組みの中では、妻帯聖職者の規制や取り締まりを任された大助祭が、一一六四年までには、「悪評」によりながら職権に基づいて訴追する手続を利用することができるといった状況にあった。大助祭に限らず、聖職者が「悪評」によりながら訴追した場合には、彼らは裁判官と「公の風評の訴追者」を兼ねることとなった。ここにおける、「悪評」によりながら職権に基づいて訴追する手続は、第三節において検討した一二〇六年の教令と第四回ラテラノ公会議第八決議の中に確認することができるカノン法的糾問手続の特徴であろう。また、「公の風評の訴追者」を兼ねる裁判官という特徴は、第三節において検討した三つの全ての教令において述べられていた、糾問手続における裁判官の特徴に通ずるものがあるようにも思われる。

しかし、これらの二つの特徴は、カノン法的糾問手続を構成する特徴の一部でしかなく、どちらかといえば、悪

評手続の特徴だと言えるのかもしれない。⁹⁶ カノン法的糾問手続の特徴としては、悪評手続では用いられない、糾問（特別糾問）を通じて実体的真実を探索するという証拠方法の特徴を、無視するわけにはいかないだろう。第四回ラテラノ公会議第八決議の中に、「犯罪が……より上位の者の耳に達したなら……真実がより注意深く調べられねばなりません」や「それ故、糾問されるべき人物は、法廷侮辱のために欠席した場合を除き、裁判に出席していなければなりません。そして、その者に対しては、糾問されるべき項目が示されるべきです。それは、彼が自らを弁護するための備えをするためです。そして、何が、誰によって供述されたのが明白であるように、証人の供述だけでなく、証人の名前自体も彼に明らかにされるべきです。また、認められるべき適法な抗弁および再抗弁も明らかにされないことがあつてはなりません。それは、名前を隠すことによつて、悪評を立てている者の虚偽の行為が、そして抗弁を排除することによつて、位階を剥奪する者の虚偽の行為が、生じないようにするためです」と述べられていたことを思い出しておきたい。

以上のように、カノン法的糾問手続の特徴には、裁判官が「悪評」によりながら職権に基づいて訴追する点、裁判官が「公の風評の訴追者」の役割を兼ねる点、そして糾問（特別糾問）を通じて実体的真実を探索するという点という、少なくともも三つの特徴は含まれると考えるなら、「起訴陪審制の成立に、カノン法的糾問手続の導入という教会裁判手続の改革が影響を与えた」という言い方には、慎重さが欠けていることになろう。何故なら、起訴陪審制が成立した時期に、糾問（特別糾問）を通じて実体的真実を探索するという証拠方法が用いられていたか否かは、今後検討を要する問題だからである。⁹⁷ それでは、本稿の検討によつて明らかになった点、すなわち、一六四四年よりも前の時期に、イングランドの教会裁判所において、聖職者は「悪評」によりながら職権に基づいて訴追する手続を用いることができ、その場合、聖職者は「公の風評の訴追者」としてかつ裁判官としての役割を果たして

いたという点を踏まえるなら、この二つの特徴をもつ教会裁判手続と起訴陪審制の成立とはどのように関係するのだろうか。

その問いには、第一に、この二つの特徴をもつ教会裁判手続を用いて俗人が裁判されることに対抗する措置として、国王ヘンリ二世は一一六四年のクラレンドン法第六条において、俗人は「信頼できる適法な起訴人と証人とによるのでない限り、司教の面前に起訴されてはならない」と定めたものと考えられるという点、第二に、同じ第六条に、教会法違反を犯した俗人を起訴する者がいない場合にはシェリフが司教の求めに応じて二人の適法な人々に起訴させると述べられており、この起訴を担う二人の適法な人々と、起訴陪審との距離は、ほんの僅かであるという点、以上の点において、起訴陪審制の成立には、当時の教会裁判手続の影響があったと答えるのではないだろうか。

(1) H. Brunner, *Die Entstehung der Schwurgerichte*, Berlin, 1872, S. 465ff.; N. Humard, 'The Jury of Presentment and the Assize of Clarendon', *The English Historical Review*, vol. 56, no. 223, 1941, pp. 374-410.

(2) R. C. Van Caenegem, 'Public Prosecution of Crime in Twelfth-Century England' in C. N. L. Brooke, D. E. Luscombe, G. H. Martin and D. Owen ed., *Church and Government in the Middle Ages*, Cambridge, 1976. (以下 'Caenegem, 'Public Prosecution' 略記), pp. 41-76. カーネヘムと同様に、直江真一「一二世紀イングランドの権力機構と刑事法序説(二・完)」『法学』第四十五巻五号、一九八二年の第三章も、起訴陪審制が成立した時代に注目しつつ、職権的訴追制度の形成という観点から起訴陪審制の成立過程を論じている。

(3) 同法同条の規定については、本文の第一節で述べる。

- (4) カノン法的糾問手続については、後に本文で述べる。
- (5) Caenegem, 'Public Prosecution', p. 72. 両者の違いは、前者が司教に対する起訴であるのに対し、後者が国王裁判官ないしシェリフに対する起訴である点にある。直江、前掲論文、七〇五頁も参照。なお、一一六六年のクラレンドン法の関連条文については、本文の第一節で述べる。
- (6) 第四回ラテラノ公会議第八決議については、本文の第三節で述べる。なお、「刑事手続は、世俗裁判所でも教会裁判所でも、一二世紀に根底に関わる変化を被った。これらのうち最も根本的な変化は、世俗裁判所における神判の廃止と教会裁判所における糾問手続の導入である」となれており、いずれの変化も、第四回ラテラノ公会議の決議を契機としている。J. A. Brundage, *Medieval Canon Law*, London & New York, 1995, p.140.
- (7) 教会裁判手続における証拠方法については、別稿で検討することを考えている。
- (8) 直江、前掲論文、第三章、六九二頁以下を特に参照。
- (9) W. Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward the First*, 9th edn., Oxford, 1913 (『イェール』Stubbs, *Select Charters* の略訳), p.170: Imprimis statut praedictus rex Henricus de consilio omnium baronum suorum, pro pace servanda et justitia tenenda, quod per singulos comitatus inquiratur, et per singulos hundredos, per xii. legales homines de hundredo, et per iv. legales homines de quilibet villata, per sacramentum quod illi verum dicent: si in hundredo suo vel villata sua sit aliquis homo qui sit reatus vel publicatus quod ipse sit robator vel murdrator vel latro vel aliquis qui fuerit receptor robatorum vel murdratorum vel latronum, postquam dominus rex fuit rex. Et hoc inquirant Justitiae coram se, et vicecomites coram se.

(9) F. Pollock and F.W. Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I*, 2nd edn., Cambridge, 1898, vol. II, pp.641-643.

(10) Stubbs, *Select Charters*, pp.170 and 172.

(11) Stubbs, *Select Charters*, p.179: Si quis retatus fuerit coram iustitiariis domini regis de murdro vel latrocinio, vel robernia, vel receptatione hominum talia facientium, vel de falsomeria vel iniqua combustione, per sacramentum duodecim militum de hundredo, et si milites non adfuerint, per sacramentum duodecim liberorum legalium hominum, et per sacramentum quatuor hominum de unaquaque villa hundredi, eat ad iudicium aquae, et si perierit alterum pedem amittat. Et apud Northamptoniam additum est pro rigore iustitiae quod dexterum similiter pugnum cum pede amittat, et regnum adjuret, et infra quadraginta dies a regno exulet. Et si ad aquam mundus fuerit, inveniat plegios et remaneat in regno, nisi retatus fuerit de murdro vel alia turpi felonia per commune comitatus et lagalium militum patriae, de quo si praedicto modo retatus fuerit, quamvis ad aquam salvus fuerit, nihilominus infra quadraginta dies a regno exeat, et catalla sua secum asportet, salvo jure dominorum suorum, et regnum adjuret in misericordia domini regis.

(12) D. Whitelock, M. Brett & C. N. L. Brooke eds, *Councils & Synods with other Documents relating to the English Church I. A. D. 871-1240, Part II: 1066-1204*, Oxford, 1981 (『ズレ' Councils & Synods』), p.880: Laici non debent accusari nisi per certos et legales accusatores et testes in praesentia episcopi, ita quod archidiaconus non perdat ius suum nec quicquam quod inde habere debeat. Et si tales fuerint qui culpantur, quod non velit vel non audeat aliquis eos accusare, vicecomes requisitus ab episcopo faciat jurare duodecim legales homines

de visneto seu de villa coram episcopo, quod inde veritatem secundum conscientiam suam manifestabunt.

(14) Archidiacon職については本文で後述するが、archidiaconの訳語としては、語義に即して「大助祭」を用いる研究と、教会の位階制度における「大助祭」の地位を明確に表すために「司教補佐」を用いる研究とがある。本稿では、後者の訳語を用いる意味は理解した上で、訳語としては前者を採用している。

(15) F. Barlow, *The English Church: 1066-1154*. London and New York, 1979 (以下、Barlow, *English Church*と略記), p.156の参照。

(16) R. H. Helmholz, *The Canon Law and Ecclesiastical Jurisdiction from 597 to the 1640s: The Oxford History of the Laws of England*, vol. I, Oxford, 2004, pp.599-626; Brundage, *Medieval Canon Law*, pp. 90-97, 140-153; J. A. Brundage, 'Proof in Canonical Criminal Law', *Continuity and Change*, 11(3), 1996, pp.329-339. 邦語では、フランスにいたっては、フルニエ「フランス中世カノン法訴訟制度要説」堀浩訳著『フランス民事訴訟法史 堀浩著作集六』信山社、一九九二年、一八六頁以下がある。

(17) L. Fowler-Magerl, *Ordines Iudicarii and Libelli de Ordine Iudiciorum from the Middle of the Twelfth to the end of the Fifteenth Century*, Turnhout, 1994.

(18) L. Fowler-Magerl, *Ordo iudiciorum vel ordo iudicarius: Begriff und Literaturgattung. Ius Commune Sonderhefte 19*, Frankfurt am Main, 1984, S.65-72に写本等に関するこの解説がある。刊本は、G. Hänel, *Incerti auctoris ordo iudiciorum*, Lipsig, 1838°。

(19) P. Landau, 'Die Anfänge der Prozessrechtswissenschaft in der Kanonistik des 12. Jahrhunderts', in O. Condorelli et al. Hrsg., *Der Einfluss der Kanonistik auf die europäische Rechtskultur. Bd.1 Zivil- und*

Zivilprozessrecht, Köln, Weimar und Wien, 2009, S. 7-23, S.14-15.

(20) Hänel, *op. cit.*, p.3. Editur autem actio vel per denuntiationem praesentibus testibus vel per scripturam, id est libellum conventiois.

(21) 本節の二における説明は、主に、Helmholz, *The Canon Law and Ecclesiastical Jurisdiction*, pp.599-626; Brundage, *Medieval Canon Law*, pp.90-97, 140-153; Brundage, 'Proof in Canonical Criminal Law', pp.329-339に依拠している。フールニエ、前掲書、一八六頁以下も参考にした。

(22) 第四回ラテラノ公会議第八決議の内容については、本文の第三節で述べる。また、本文で後述するインノケンティウス三世の別の教令(X 5. 3. 31)でも、第八決議が述べているのと同じ三つの手続が述べてあり、この教令に従って、フールニエは刑事訴訟手続を三つに分けて説明している。フールニエ、前掲書、一八六以下(フールニエが依拠した教令について、P. Fournier, *Les Officialités au Moyen Âge: Etude sur l'organisation, la compétence et la procédure des tribunaux ecclésiastique ordinaires en France, de 1180 à 1328*, Paris, 1880, p. 233 n.1を参照)。また、ヘルムホルツは、一三世紀以降の教会法学者達の類別方法に従って、刑事訴訟手続を同じ三類型に分けて説明している。Helmholz, *The Canon Law and Ecclesiastical Jurisdiction*, pp.604-608. なお、糾問手続が用いられたのは刑事裁判手続に限られないという点については、小川浩三「糾問手続は刑事裁判手続か?」(一)——中世法学における糾問手続の展開』『桐蔭法学』第九巻第一号、二〇〇二年(以下、小川「糾問手続は刑事裁判手続か?」と略記)、一—二九頁を参照。

(23) フールニエ、前掲書、二〇四頁も参照。司教や大助祭が教区を巡回した際に開く教会会議において、教区民の中の名望ある者達に宣誓させ、証人として告発させる手続は、カロリング時代に起源があるセント裁判所において用いられていた。セント裁判所については、西川洋一「初期中世裁判史におけるセント裁判の位置(一)(二)」『国家学会雑誌』一二二—一

一・二二、二二三―一・二二、二〇〇九年、二〇一〇年を参照。Testes synodalesの訳語には、フルルニエ、前掲書、二〇四頁にある訳語「教区会議証人 (témoin synodal)」を参考にした。C. R. Cheney, *English Synodalia of the thirteenth Century*, Oxford, 1941を参照。

(24) 告発人が、糾問手続においてプロモーターとなる場合については、差し当たり、フルルニエ、前掲書、二〇五頁以下および小川、「糾問手続は刑事裁判手続か?」、六頁を参照。

(25) Brundage, *Medieval Canon Law*, p.147, Brundage, 'Proof in canonical criminal law', p.334を参照。小川「糾問手続は刑事裁判手続か?」、三一―六頁でも、糾問手続の導入の背景に、聖職者妻帯やシモニア等の問題があったことが指摘されている。

(26) X 5. 3. 31: Contra quos, ut de notoriis excessibus taceatur, etsi tribus modis procedi possit, per accusationem videlicet, denunciationem et inquisitionem ipsorum: ut tamen in omnibus diligens adhibeatur cautela, sicut accusationem legitima praecedere debet inscriptio, sic et denunciationem caritativa correctio, et inquisitionem clamorosa debet insinuatio praevernere. "Descendam,, inquit Dominus, "et videbo, utrum clamorem, qui venit ad me, opere compleverint,,..... [si quid de quocunque clerico] ad aures praelati pervenerit,,.....coram ecclesiae senioribus deligenter est veritas perscrutanda, ut, si rei poposcerit qualitas, canonica districtio culpam feriat delinquentis; non tanquam sit idem ipse accusator et iudex, sed, quasi fama deferente vel denunciante clamore, sui officii debitum exsequatur, eo semper adhibito moderamine, ut iuxta iudicii formam sententiae quoque forma dicatur.本文中〔 〕²⁴ X 5. 1. 24と異なる。X 5. 3. 31の理解のためには、X 5. 3. 32を参照。なお、X 5. 3. 31については、小川浩三「訴訟の形式に従い判決の形式も調えられるべし——『グレゴリウス九世教皇令集標準註

釈』の弾劾手続と糾問手続——」西川洋一・新田一郎・水林彪『罪と罰の法文化史』東京大学出版会、一九九五年（以下、小川『弾劾手続と糾問手続』と略記）、一八一—一八三頁に邦訳がある。

(27) X 5. 1. 24では、「告訴人 (accusator)」となっている。以下、X 5. 1. 24との異同は、主なもののみ註記する。

(28) X 5. 1. 24では、「あたかも風評が告発することによる」或いは叫びが告知することによる」となっている。

(29) フリードヘルタ版の本文では「糾問 (inquisito)」となっているが、註(16)に示されている「登録 (inscriptio)」を採用了。

(30) X 5. 1. 17: Qualiter et quando debeat praelatus procedere ad inquirendum et puniendum subditorum excessus, ex auctoritatibus novi et veteris testamenti colligitur evidenter, ex quibus super hoc postea processerunt canonicae sanctiones. Legitur enim in evangelio, quod villicus ille, qui diffamatus erat apud dominum suum, quasi dissipasset bona ipsius, audivit ab illo: "quid haec audio de te? redde rationem villicationis tuae: iam enim non poteris villicare." Et in Genesi Dominus ait: "descendam et videbo, utrum clamorem qui venit ad me, opere compleverint". Ex quibus auctoritatibus manifeste probatur, quod non solum, quum subditus, verum etiam, quum praelatus excedit, si per clamorem et famam excessus eius ad aures superioris pervenerit, non quidem a malevolis et maledicis, sed a providis et honestis nec semel tantum, sed saepe, quod clamor innuit et diffamatio manifestat, debet coram ecclesiae senioribus veritatem diligentius perscrutari, ut si rei poposcerit qualitas, canonica districtio culpam ferat delinquentis, non tamen sit idem actor et iudex, sed, quasi deferente fama vel denunciante clamore, officii sui debitum exsequatur. Licet autem hoc sit delingenter observandum in subditis, diligentius tamen est observandum in praelatis, qui quasi signum

sunt positi ad sagittam. Et quia non possunt omnibus complacere, quum ex officio teneantur non solum arguere, sed etiam increpare, quin etiam interdum suspendere, nonnunquam vero ligare: frequenter odium multorum incurrunt et insidias patiuntur. Et ideo sancti Patres provide statuerunt, ut accusatio praelatorum non facile admittatur, ne concussis columnis corruat aedificium, nisi diligens adhibeatur cautela, per quam non solum falsae, sed etiam malignae criminationis ianua praeccludatur. Verum ita voluerunt providere praelatis, ne criminarentur iniuste, ut tamen caverent, ne delinquerent insolenter contra utrumque morbum inventientes congruam medicinam, ut videlicet accusatio criminalis, quae ad diminutionem capitis, id est ad degradationem, intenditur, nisi legitima praecedat inscriptio, nullatenus admittatur. Sed quum super excessibus suis quisquam fuerit infamatus, ut in tantum iam clamor adscenderit, quod diutius sine scandalo dissimulari non possit, nec sine periculo tolerari: absque dubitationis scrupulo ad inquirendum et puniendum eius excessus, non ex odii fomite, sed ex caritatis procedatur affectu, quatenus, si gravis fuerit excessus, et si non degradetur ab ordine, ab administratione tamen amoveatur omnino, quod est secundum evangelicam veritatem a villicatione villicum amoveri, qui non potest villicationis suae dignam reddere rationem ne levi compendio ad grave dispendium veniatur.....

(27) X 5. 1. 24: Debet igitur esse praesens is, contra quem facienda est inquisitio nisi se per contumaciam absentaverit, et exponenda sunt ei illa capitula, de quibus fuerit inquirendum, ut facultatem habeat defendendi se ipsum. Et non solum dicta, sed etiam nomina ipsa testium sunt ei, ut quid et a quo sit dictum appareat, publicanda, nec non exceptiones et replicationes legitima admittendae, ne per suppressionem nominum

infamandi, per exceptionum vero exclusionem deponendi falsum audacia praebeatur. Ad corrigendos itaque subditorum excessus tanto diligentius debet praelatus assurgere, quanto damnabilius eorum offensas desereret incorrectas. なおこの教令については、淵倫彦「教皇ホノリウス三世の教勅*Super Speculum*——邦訳と解説(一)」『東京都立大学法学会雑誌』第一九巻第二号、一九七九年、七二—七三頁および小川、「弾劾手続と糾問手続」、一八四—一八六に邦訳がある。

(32) X. 5. 1. 24: Contra quos, ut de notoriis excessibus taceatur, etsi tribus modis possit procedi, per accusationem videlicet, denunciationem et inquisitionem ipsorum: ut tamen in omnibus diligens adhibeatur cautela, ne forte per leve compendium ad grave dispendium veniatur, sicut accusationem legitima debet praecedere inscriptio, sic et denunciationem caritativa monito et inquisitionem clamosa insinuatō praevenire, illo semper adhibito moderamine, ut iuxta formam iudicii sententiae quoque forma dictetur. Hunc tamen ordinem circa regulares personas non credimus usquequaque servandum, quae, quum causa requirit, facilius et liberris a suis possunt administrationibus amoveri.

(33) C. N. L. Brooke, 'Gregorian Reform in Action: Clerical Marriage in England, 1050-1200', *Cambridge Historical Journal*, vol. 12 no. 1, 1956, pp.1-21. 関口武彦「聖職者独身制の形成——教皇改革の理解のために——」『歴史学研究』七五四、二〇〇一年、一七—三三頁、尾崎秀夫「グレゴリウス改革における聖職者の『独身』制の革新性」『神戸海星女子学院大学研究紀要』四六、二〇〇七年、二五—四三頁。

(34) 岡崎敦「グレゴリウス改革」ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世史料集』東京大学出版会、二〇〇〇年、二二—五頁、および尾崎、前掲論文、三四頁に、邦訳がある。

(35) 関口武彦、前掲論文、一六六頁。

(36) M. Chibnall ed., *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, Oxford, 1978, VI, Book XII, pp. 276f.: Presbyteris, diaconibus et subdiaconibus concubinarum et uxorum contubernia prorsus interdicimus. Si qui autem huiusmodi reperti fuerit, ecclesiasticis officiis priuentur et beneficiis. Sane si neque sic immundiciam suam correxerint, communionem careant Christiana (司祭、助祭、そして副助祭に、内妻や妻との同居を、私達は絶対に禁ずる。しかしもし、そのような者が発見されたなら、その者は教会の職務と聖職禄を奪われるべし。いずれにせよ、それらもその者がその不品行を正さないなら、キリスト教共同体から排除されるべし)。

(37) First Lateran Council, c.7 (N. P. Tanner ed., *Decrees of the Ecumenical Councils*, vol.1, London and Washington, 1990, p.191): Presbyteris, diaconibus vel subdiaconibus concubinarum et uxorum contubernia penitus interdicimus et aliarum mulierum cohabitationem, praeter quas synodus Nicaena propter solas necessitudinum causas habitare permisit, videlicet matrem sororem amitam vel materteram aut alias huiusmodi, de quibus nulla iuste valeat suspicio oriri (司祭、助祭、或いは副助祭に、内妻や妻との同居を、そしてそれ以外の女性で、ニケーア教会会議が必要を唯一の理由として住むことを認めている者、すなわち、母、姉妹、父方と母方のおば、そして、その者について何らかの疑いが正当に生じることがないことを欲するような類の女性を除く女性との同居を、私達は絶対に禁ずる)。

(38) First Lateran Council, c.21 (Tanner ed., *op.cit.*, p.194): Presbyteris, diaconibus, subdiaconibus et monachis concubinas habere seu matrimonia contrahere penitus interdicimus, contracta quoque matrimonia ab huiusmodi personis disiungi et personas ad poenitentiam debere redigi, iuxta sacrorum canonum diffinitionem

iudicamus.

(39) Second Lateran Council, c.7 (Tanner ed., *op.cit.*, p.198):.....statimus quatenus episcopi presbyteri diaconi subdiaconi regulares canonici et monachi atque conversi professi, qui sanctum transgredientes propositum uxores sibi copulare praesumpserint, separentur. Huiusmodi namque copulationem, quam contra ecclesiasticam regulam constat esse contractam, matrimonium non esse censemus. Qui etiam ab invicem separati, pro tantis excessibus condignam poenitentiam agant. (司教、司祭、助祭、副助祭、律修參事会員、修道士、そして請願助修士は、聖なる定めに反して妻と取えて結ばれたら、引き離されるべしと、私達は定めた。何故なら、教会法に反して結ばれたことが明白であるそのような結合を、私達は婚姻であるとは見なさないからである。さらに、その者達は、互いに離されたなら、これ程の罪に相応しい改悛を果たすべし)。

(40) Council at Westminster in 1102, c.5 (*Councils & Synods*, p.675): Ut nullus archidiaconus, presbyter, diaconus canonicus uxorem ducat, aut ductam retineat. Subdiaconus vero quilibet qui canonicus non est, si post professionem castitatis uxorem duxit eadem regula constringatur.

(41) Council at London in 1108, c.1 (*Councils & Synods*, p.700): Statutum est ut presbiteri, diaconi, subdiaconi caste vivant, et feminas in domibus suis non habeant preter proxima consanguinitate sibi iunctas, secundum hoc quod sancta Nicena synodus definiuit (次のことが定められた。すなわち、司祭、助祭、副助祭は、貞潔に生活すべきであり、ニケアの聖なる教会会議が定めたことに従って、自らと最も近い血縁関係に結ばれた女性は別にして、女性を自らの住まいに置いてはならぬ)。

(42) Council at London in 1108, c.6 (*Councils & Synods*, p.702): Iurabunt archidiacones omnes quod pecuniam

non accipient pro toleranda transgressione huius statuti, nec tolerabunt presbiteros quos scient feminas habere cantare vel vicarios habere, et si eos audierint calumpniari veritatem inde inquirent. Similiter et decani hec eadem per omnia iurabunt. Qui vero archidiaconus vel decanus hec iurare noluerit archidiaconatum vel decaniam irrecuperabiliter perdet (全ての大助祭は、次のことを誓うべし。すなわち、この定めへの違反を黙認すべく、自分達が金銭を受け取らないことを。また、女性を留め置いているか、身代りを留め置いていると〔司祭が〕言っていることを自分達が知っていると)ころの、その司祭を自分達が黙認することはないということ。そして、もし、彼ら〔司祭〕を誣告していることを自分達が聞いたなら、その時には、自分達は真実を探求することを。聖堂参事会長も同様に、同じことを全てにかけて誓うべし。しかして、大助祭ないし聖堂参事会長が、このことを誓うことを欲さないなら、その者は大助祭職ないしは聖堂参事会長職を、回復不能なかつたで、喪失することになる)。Helmholz, *The Canon Law and Ecclesiastical Jurisdiction*, p.136, n.226も参照。

(43) 「非合法の女性」とは、三二五年に開催されたニケア公会議の第三決議が認めているのではない女性を指しているものと思われる。同公会議第三決議では、聖職者が、母、姉妹、おば、そして疑いが生じないような女性と同居することを認めよう。Tanner ed., *op.cit.*, p.7. 前註(37)や(41)も参照。

(44) J. R. H. Weaver, *Anecdota Oxoniensia. The Chronicle of John of Worcester*, Oxford, 1908, p.24. Presbiteris, diaconibus, subdiaconibus et omnibus canonicis, contubernia mulierum illicitarum penitus interdiximus. Quod si concubinis, quod absit, vel coniugibus adhaeserint, aeclesiastico priventur ordine, honore simul et beneficio. Presbyteros vero parochiales, si qui tales fuerint, extra chororum eicimus et infames esse decernimus. Archidiaconis vero et ministris, quibus hoc incumbit, auctoritate Dei et nostra precipimus ut omni studio et

sollicitudine procurant ab aecclesia Dei hanc perniciem omnino eradicare. Quod si qui in hoc negligentis vel quod absit, consentientes inventi fuerint, primo et secundo ab episcopis digne corrigantur, tercio vero canonice severius corripiantur.

(45) J. Scammel, 'The Rural Chapter in England from the Eleventh to the fourteenth Century', *The English Historical Review*, vol.86, no.338, 1971, pp.1-21 (以下「Scammell, 'Rural Chapter」の略記), p.6.

(46) 一世紀のインシメントにおける大助祭を扱った研究として、A. Hamilton, 'Diocesan Organization in the Middle Ages: Archdeacons and Rural Deans', *Proceedings of the British Academy*, 29, 1943, pp.153-194; Scammell, 'Rural Chapter', pp.1-21; J. Sayers, 'Monastic Archdeacons', in *Church and Government in the Middle Ages: Essays presented to C. R. Cheney on his 70th Birthday*, ed. by C. N. L. Brooke, D. E. Luscombe, G. H. Martin and D. Owen, Cambridge, 1976, pp.177-203; C. Brooke, 'The Archdeacon and the Norman Conquest', in *Tradition and Change: Essays in honour of Marjorie Chibnall presented by her friends on the occasion of her seventieth Birthday*, ed. by D. Greenway, C. Holdsworth and J. Sayers, Cambridge, 1985, pp.1-19; B. Kemp, 'Archdeacons and Parish Churches in England in the Twelfth Century', in *Law and Government in Medieval England and Normandy: Essays in honour of Sir James Holt*, ed. by G. Garnett and J. Hudson, Cambridge, 1994, pp.341-364; B. Kemp, 'Informing the Archdeacon on Ecclesiastical Matters in Twelfth-Century England', in *Medieval Ecclesiastical Studies in honour of Dorothy M. Owen*, ed. by M. J. Franklin and C. Harper-Bill, Woodbridge, 1995, pp.131-149. 参考として、A. Morey and C. N. L. Brooke, *Gilbert Foliot and his Letters*, Cambridge, 1965, pp.216-226; Barlow, *English Church*, pp.29-53. 参考として、大助祭が発給した文書集として、B. Kemp ed., *Twelfth-Century English*

Archidiaconal and Vice-Archidiaconal Acta. Woodbridge, 2001: do, 'Archidiaconal and Vice-Archidiaconal Acta: Additions and Corrections', *Historical Research*, vol.80, no. 207, 2007, pp.1-21がある。13世紀以降の大助祭についての我が国における研究に、東出功「イングランドの『司教補佐——1300年から1541年まで——(上)(中)(下)』『北海道大学文学部紀要』三八(三)、三九(二)、三九(二)、一九九〇、一九九〇、一九九一がある。山代宏道「ノルマン征服後の司教座教会参事会」『西洋史学』一三二、一九八三年、一一一八頁も参照。

(47) Council at Windsor in 1070, c.5 (*Councils & Synods*, p.580): Ut episcopi archidiaconos et ceteros sacri ordinis ministros in ecclesiis suis ordinent.

(48) 1100年までにあったイングランドの全ての司教座の中で、ロチェスタにおいてだけ、大助祭が実在したことを史料では確認できないとされているが、ロチェスタでも1096から1107の間に大助祭が実在したことが確認されている (Brooke, *Archidiaconi*, pp.9, 15-19)。

(49) ブルックは、大助祭管区制は、少なくとも1100年頃までに導入されたと述べている。Brooke, *Archidiaconi*, p.15. これに対して、セイヤーズは、スカメルの指摘に基づき、12世紀半ばになってようやく一般的に、大助祭管区制が発達したと述べている。Scammell, 'Rural Chapter', p.7 n.3; Sayers, 'Monastic Archdeacons', p. 178.

(50) Brooke, 'Archidiaconi', p.11; Kemp, 'Informing the Archidiaconi', pp.131f.

(51) Kemp, 'Archdeacons', p.342.

(52) *Councils & Synods*, p.880: De appellationibus, si emerint, ab archidiacono debent procedere ad episcopum, et ab episcopo ad archiepiscopum.....

(53) 大助祭が裁判官として活動している別の事例については、差し当たり、Kemp, 'Archdeacons', pp.346-348を参照。

- (45) Z. N. Brooke, A. Morey and C. N. L. Brooke eds, *The Letters and Charters of Gilbert Foliot*, Cambridge, 1967, no. 8 p.45:et statuto sibi die, si uos ad hoc uacare non poteritis, totum.....coram archidiacono nostro terminari iubeatis. (もしあなたがこの日に時間を割くことができないなら、期日を定めし.....全てがあなたの大助祭の面前で終結されるように、あなたが命じられたように).
- (46) Council at London in 1108, c.3 (*Councils & Synods*, p.701): Si vero in duobus aut in tribus legitimis testibus vel publica parrochianorum fama aliquis eorum accusatus fuerit quod hoc statutum violauerit purgabit se adiunctis secum ordinis sui idoneis testibus, sex si presbiter, quinque si diaconus, quatuor si subdiaconus fuerit. Cui autem hec purgatio defecerit ut transgressor sacri statuti iudicabitur.
- (47) Caenegem, 'Public Prosecution', pp.63f.
- (48) Caenegem, 'Public Prosecution', pp.64f.
- (49) Caenegem, 'Public Prosecution', pp.65f.
- (50) 前掲註(44)を参照。
- (51) Caenegem, 'Public Prosecution', p.66. カーネテムに於ける二通のチャーターの検討内容を簡単に紹介しておきたい。一三五年のチャーターの一節の意味は、彼自身も認めているように、明白ではない。それには、「しかししてもし、その殺害者を決闘によって証明しようと欲する者がいなかったなら、その殺害者は、神の教会において教会の手と裁きによって自らを雪冤すべし」(E. J. Tardif, *Coutumiers de Normandie*, Rouen, 1881, I, I, c, 71 (Caenegem, 'Public Prosecution', p.66 n.75以下、参照すべき箇所をno.65以下に引く)、c. 71(6)註②), p.67: Si vero defuerit qui occisorem illum duello probare uelit, ipse occisor in ecclesia Dei per manus et iudicium ecclesie se purget.)」

と書かれている。決闘が、私訴によって開始される手続において用いられる証明方法であることに鑑みるなら、チャーターの一文の意味を、殺人の被疑者を私訴する者がいなければ、教会が訴追したと解釈する余地は、ないわけではないだろう。しかし、カーネヘム自身がそれを否定して、次のように述べている。殺人の被疑者は、私訴「以外の何らか方法」によって訴えられて、自らと宣誓補助者による宣誓によって雪冤すべきだと定められている可能性もあるし、さらには、その被疑者は、教会会議証人によって訴えられて、神判を引き受けて証明すべきであると定められている可能性すらある、と。このように、一通目のチャーターは、糾問手続の証拠とはなり得ないと彼は判断しているが、二つ目のチャーターは証拠として採用しているように思われる。二通目の一一三六―九年のステイーヴンのチャーターには、「神の休戦時に殺害した者を決闘によって証明しようと欲する者がいないなら、その場合は、その殺害者は、教会役人によって明白な法により召喚され、或いは水の或いは鉄の審判によって自らを雪冤すべし (H. A. Coronne and R. H. C. Davis eds., *Regesta Regum Anglo-Normannorum 1066-1154*, vol. III, Oxford, 1968, no. 609, p.225: Si vero defuerit qui occisorem in trevia Dei duello probare voluerit, tunc ille occisor per ministros ecclesie vocatus aperta lege iudicii aut aque vel ignis sese purgabit.)」と書かれているが、二通のチャーターを比較しつつカーネヘムは、「証明の方法には変化がなかったが、教会会議証人ではなく、教会役人による訴追になったのだという印象が得られる」としているからである。しかし、二通目のチャーターに書かれている教会役人は単に「召喚」するのであるから、彼らが「訴追」していたことの明白なる証拠にすることはできないように思われる。

(61) Caenegem, 'Public prosecution', p.66.

(62) Caenegem, 'Public prosecution', p.67には、「書翰中の次の一節の一部の英訳が掲載してある。書翰には、「……その他の点に関しては、主において愛する息子よ、このようなことにおいては、注意深い用心をもって動かされよ。それは、あ

あなたが違反者達の金を渴望していると見なされ得ないためです。そうではなくて、司祭に相応しく、あなたが魂の救済を求めていると見なされ得るためです。…(中略)…したがって、神があなたの熱心さにおいて称えられ、あなたがあなたの職務において敬われるように、誣告による卑しさからあなたの手を引きなさい。それは、神からあなたに委ねられた裁判官の職務が、商売の一種だと見なされないためです……(W. J. Millor and H. E. Butler eds., *The Letters of John of Salisbury*, vol. 1: *The Early Letters*, Tronto and New York, 1955, (以下、JSと略記), no.100, p.160: Ceterum, delecte in Domino fili, ea cautela diligentiae versare in talibus ut uideri non possis sshire pecuniam delinquentium sed, quod pastorem deceat, quaerere salutem animarum……. Ergo ut in tua sedulitate glorificetur Deus et tuum ministerium honoretur, excute manus tuas a sordibus ex calumpnia ne officium iudicis, quod tibi a Deo commissum est, negotiationis species uideatur.)」と書かれてゐる。

(63) 大助祭が、誣告を知りつつ訴えを受け付けたと思われる事例として、例えば、JS, no.78を参照。

(64) Caenegem, 'Public Prosecution', p.67には、書翰中の次の一節の一部の英訳が掲載してある。書翰には、「……問題は重大です。もっとも、聖堂参事会長と大助祭は、貧しき者達からの掠奪を娯楽だと見なしているのです。そうではありませんか。他人の不幸は、『その手に不公平があり、その左手が贈り物で満たされているか、贈り物を渴望するような』者達の喜びになります。何故なら、この人間の怪物は、右手を持たないからです。何故なら、或る人は徳を行なうことにおいて両手を持っているのと同じように、彼らは、貪欲と掠奪とによつて、二本の左手を持っていることが証明されてゐるからであらう…… (JS, no.118, pp.193f.: *Seria res est, etsi pauperum spolia decani et archidiaconi Iudum ducant. Quidni? Aliorum tristitia in eorum gaudium cedit, in quorum manibus iniquitates sunt, et sinistra eorum aut repleta est muneribus' aut eis inhiat; haec enim hominum monstra dextras non habent. Sicut enim*

quidam in uirtutis exercitio ambidextri sunt, sic isti ambiliaeni conuincuntur ab auaritia et rapina.)」と書かれてゐる。

(95) Caenegem, 'Public Prosecution', p.67には、書翰中の次の一節の一部の英訳が掲載してある。ハンティンドン大助祭に宛てた書翰では、「大助祭と称されている者達」が次のように表現されている。「……彼らは、あなたがいつも述べているように、贈り物を愛し、謝礼を求め、不正を行ないがちで、誣告を好み、人々の罪を飲み物や食い物にしている……」

(W. J. Millor and C. N. L. Brooke eds., *The Letters of John of Salisbury, vol. II: The Later Letters*, Oxford, 1979, no.140, p.25) Nam, ut dicere consueuistis, diligunt munera, sequuntur retributiones, ad iniurias proni sunt, calumpniis gaudent, peccata populi comedunt et bibunt,)』と。

(96) 「その手に不公平があり、彼らの右手は贈り物で満たされてゐる (C. C. I. Webb ed., *Ioannis Saresburiensis Episcopi Carnotensis Polieratici*, Oxford, 1909, 2 vols., vol. I, Lib. V, c. xvi, p.353f.: in quorum manibus iniquitates sunt, dextra eorum repleta est numeribus.)」。

(97) Caenegem, 'Public Prosecution', p.67 n.83. 大助祭や聖堂参事会長に対する国王の不満は、一一七〇年のシェリフ審問の第一二項目「同様にまた、全ての司教区について、大助祭や聖堂参事会長が、不当にかつ裁判なしに、事件に関して何ぞ、これ程、そして如何に、受け取ったかが、審問されるべし。そしてこのこと全ては、記録されるべし (Stubbs, *Select Charters*, p.177: Et similiter inquiratur per omnes episcopatus quid et quantum et qua de causa archidiaconi vel decani iniuste et sine iudicio ceperint, et hoc totum scribatur.)」にも表れてゐる。(Barlow, *English Church*, p.155)。

(98) X 5. 37. 3: Accepimus autem, quod archidiaconi Coventrensis Episcopatus pro corrigendis excessibus et

criminius puniendis a clericis et laicis poenam pecuniariam exigunt, et in examinatione ignis et aquae tringinta denarios a viro et muliere quaerere praesumunt, et pro annua exactione pecuniae personas quandoque suspendunt, [et] ecclesias interdiciunt, a vicariis quoque duodecim denarios, ut eos in ecclesiis cantare permittant, exigere non formidant, et alia agunt, quae canonum obviant institutis, et de radice cupiditatis et avaritiae prodire videntur. (……しかし、ロベントリ司教区の大助祭達が、犯罪を正したり犯罪者を罰したりするために、聖職者や俗人から罰金を取り立てたり、火と水の審判において三〇シリングを男女から取って手に入れたり、毎年の金銭の取り立てのために人は人を聖務停止にしたり、教会を聖務禁止にしたりしており、また——教会において彼らが歌うことを大助祭達が許すよう——司祭代理から一二シリングを取り立てることを恐れず、そしてその他の教会法のために反することをなしており、貪欲と欲張りの根から芽を出していると見なされると、私達は耳にしました。……).

(69) Caenegem, 'Public Prosecution', pp.68f.

(70) J. C. Robertson ed., *Materials for the History of Thomas Becket*, Rolls Series, vol. 67, vols. I-VII, London, 1875-1885 (以下『MTB』略記), vol. III, p.43= R. C. Van Caenegem ed. *English Lausuits from William I to Richard I*, vol. II, Selden Society, 107, London, 1991 (以下『Caenegem, English Lausuits』略記), no.371, p.332: ……ad eum quidam burgensis suus de Scardeburgh accessit, questus quod quidam decanus abstrulerat ei viginti et duo solidos, uxorem ipsius in capitulis plurimis vexans et deferens sine alio accusatore ream adulterii, contra quam consuetudinem rex legem prohibitionis ediderat. 大助祭が開くcapitulumが法廷として機能していた点や、スカボロ市民による訴えのことが『Scammel, 'The Rural Chapter', pp.9, 12 and p.17 n.4』を参照。

(71) R. Howlett ed., *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II and Richard I*, Rolls Series, 82, vol. 4, p. 327: Rex

Anglorum Henricus ad Natale Domini fuit apud Falesiam, et legem instituit ut nullus decanus aliquam personam, accusaret sine testimonio vicinorum circummanentium, qui bonae vitae fama laudabiles haberentur. De causis similiter quorumlibet ventilandis instituit ut, cum iudices singularum provinciarum singulis mensibus ad minus simul devenirent, sine testimonio vicinorum nihil judicaret. ノールーズで発せられた立法はこういふ。C. H. Haskins, *Norman Institutions*, New York, 1918, pp.171, 329-333; Barlow, *English Church*, p.156
 の参照。

(72) ノースキンズも、ノールーズで発せられた立法と一六四年のクラレントン法第六条を関連付けて考えている。Haskins, *Norman Institutions*, pp.226-229, 329f.

(73) *MTB*, vol. III, p.44 = Caenegem, *English Lawsuits*, p.332:respondit edoctus quod a diacono quodam et alio laico fuerat illa accusata.....

(74) 聖職者が職権に基づいて訴追して来たとするカーネームの见解を支持するR. H. Helmholz, 'The Early of the Grand Jury and the Canon Law', *The University of Chicago Law Review*, vol. 50, pp.613-627で、彼が取り上げた証拠を再検討してこうわけている。

(75) *JS*, no.100, p.158: Cognato poterit nomine culpa tegi.

(76) *JS*, no.100, p.158: Ex his ergo qualiter tibi agendum sit cum Reihero quem cum quadam quondam fornicaria sua sub paterni famulitii imagine habitare scripsisti, tua discretio poterit habita ratione personarum facilius moderari quam nos quibus personae ignotae sunt et opinio personarum.

(77) Caenegem, 'Public Prosecution', p.69

- (82) *MTB*, IV, p.201f:dixique se velle ne archidiaconi quemquam, quantumcumque infamem, super aliquo crimine conveniant, praeter officialis sui conscientiam.
- (79) この史料を、ファレーズの「立法」から一六四年のクラレンドン法第六条へと至る過程に位置づけ、ファレーズの「立法」の中に言及のある「聖堂参事会長」ではなくて「大助祭」が、「近隣住人の証言」なしに訴えていることに対する国王の苦情を示すものとしているハスキンスの見解については、Haskins, *Norman Institutions*, p.332を参照。
- (80) ギルバートは、「何故なら、ウィマンドは或る女性について非難されているわけですが、その女性は、ウィマンド自身に呼ばれたり勧められたりすることによってではなく、彼女自身の兄弟である司祭のエルウィンに促されることによって、彼女の夫のために質になるべく引き渡され、差し向けられたからです (GFL, no.9, p.46: Femina enim illa de qua Winundus arguitur, non ipso cogente vel suadente sed fratre ipsius Aelwino presbitero perurgente, in obsidem pro marito suo concessa atque directa est.)」と説明している。また、ウィマンドが請け戻しに尽力していることも、ギルバートは説明している。
- (81) *GFL*, no.9, p.47:.....eum qui a nemine accusatur, quem infama nulla persequitur.....
- (82) *GFL*, no.9, p.46: Scitis enim in causis etiam secularibus quantum caueri soleat, ne qui index est, sese acustorem exhibeat, nisi forte cessante accusatore ad hoc ipsum publica alicuius infamatio compellat.
- (83) *GFL*, no.9, p.46: Quod si iudici quandoque contigerit in hoc ipso non iam accusator sed fame publice prolocutor existit nec iudicis sibi tollit officium, persequenti fame uocis impendendo suffragium.
- (84) Sayers, 'Monastic Archdeacons', p.189
- (85) R. H. Helmholz, 'Crime, Compurgation and the Courts of the Medieval Church', *Law and History Review*, 1,

1983, pp.1-26, repr. in his *Canon Law and the Law of England*, London, 1987, pp.119-44, pp.126-131. Helmholtz,

The Canon Law and Ecclesiastical Jurisdiction, pp.626ff.を参照。

(86) 悪評手続については、小川「糺問手続は刑事裁判手続か?」、三―六頁、および小川「弾劾手続と糺問手続」、一六九―一七二頁を参照。

(87) 一二・一三世紀における証拠方法の変化については、別稿で検討したいと考えている。

〔付記〕本稿は、平成二二年度～二四年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の課題番号二二七三〇〇〇八による研究成果に基づくものである。